

天童商工会議所会員 各位

天童商工会議所
会 頭 野川 勝弘
(公印省略)

「能登半島地震」義援金募金について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろから、当所運営につきまして、格別のご理解とご指導をたまわり厚くお礼申し上げます。

さて、1月1日以降能登半島から北陸地方にかけて大規模地震や津波が発生し、甚大な被害がで
ております。犠牲になられた方々のご遺族の皆様に対し深くお悔やみ申し上げますとともに、被災
された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

当商工会議所は、県内各商工会議所そして日本商工会議所と連携し、能登半島地震で被災された
地域の復旧・復興と、被災者の皆様の支援を目的に災害義援金を募ることにいたしました。

つきましては、出費多端の折誠に恐縮ですが、会員皆様のご理解とご協力をたまわりますよう、何
卒お願い申し上げます。

なお、ご協力いただける場合には、左下の二次元コードか当所ホームページからお申込みくださ
いますようお願いいたします。

記

1. 義 援 金 額 1口 10,000円（希望口数）
2. 受 付 期 間 令和6年2月20日（火）まで
3. 募 金 方 法 左下の二次元コードかHPより申し込いただき、記載の金融機関へ
振込、又は天童商工会議所にご持参くださいますようお願いいたします。



【領収証について】

振込の場合は、”振込控え”を領収証といたします。

現金の場合は、当所にて領収証を発行いたします。

【税制上の扱い】

法人は、限度額の範囲内で損金扱いです。（法人税法第三十七条第一項）

個人は、所得控除されません。

（所得税法施行規則第四十七条の二の3の控除対象に含まれません）

4. 義援金の寄贈先 日本商工会議所を通じて被災地に送り、被災地域の商工会議所連合会に
て被害状況を勘案し、義援金を分配します。
義援金は、被災事業所の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等
に係る事業を目的に活用されます。
5. そ の 他 ご協力いただいた方は「商工てんどう」に掲載させていただきます。